

# 第 1 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 13時45分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博

4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則

7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭

10番 荻田 光 11番 日南田貴美 12番 吉儀 良弘

13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 3番 折元 文則

5. 議事録署名委員の指名 10番 荻田 光 11番 日南田貴美

6. 議事日程

## 第1 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(4件16筆)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件4筆)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画について(利用権設定)

## 第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(2件2筆)

(4) 非農地通知について

(5) 農地の売買実例価格について

(6) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(7) 農業相談について

## 第3 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時51分)

事務局 ただいまから農業委員会総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 はい、それでは改めましてこんにちは。ほんと、ここ近日寒くなりましたけど、雪も降り、積り、氷も張ってというような中でほんと冬を体感していると

ということでございます。それから、総会前に副町長の話しにもありましたけれども鳥インフル、それから、コロナでは、濃厚接触者等で会議など欠席されることもありまして、日々、そういうふうなことに我々は脅威を感じている今日この頃です。それで、こういったことの農政を取り巻く記事が今日配布しました、読売新聞 12/28 載っていました。「作物 国産化に数値目標」を決めたと書いてございます。ウクライナとロシアの事から始まって、ここにきてほんと、国産化しなければならない機運が高まってきて、我々農業を取り巻くものにとって随分追い風になって行くのではなかろうかというふう感じた訳でございます。

はい、それでは第1回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は13人です。欠席の報告が3番折元委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、10番 荻田光委員さん、11番 日南田貴美委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集 52 ページをご覧ください。「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が14件ございます。(以下14件40筆について議案集により報告。)説明については以上です。以上です。

(付議事項)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員の方は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員はお帰りいただくこととしますのでよろしくお願い致します。

(議案第1号)

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」(4件16筆)を議題といたします。

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 1 ページをご覧ください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

(議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
		(渡)農地の耕作・管理が困難のため。 (受)農業経営の希望があり、近隣に適当な農地 が確保可能のため。	藤高 勝見 黒木啓	田 8 筆 畑 2 筆	10,093 m <sup>2</sup>

		(渡) 高齢で耕作困難となり後継者もいないため。 (受) 規模拡大したいと考えており、所有農地に隣接しているため。 (譲受人は耕作者のため利用権の解約無し)	行吉 勝見 黒木啓	田3筆 畑1筆	5,386㎡
		(渡) 高齢のため耕作・管理が困難のため。 (受) 農業経営拡大のため。	是竹 堀田 湯川	田1筆	2,225㎡
		(渡) 遠方・高齢のため、耕作困難となった。 (受) 居住地から近く、所有している農地が上下とも隣接しているため	溝上 若山 下野	田1筆	1,996㎡

事務局からは以上です。

事務局

(議案集により1件目について朗読説明。)

議長

はい、1件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員

はい、よろしくお願いいたします。1月15日に勝見委員・黒木委員そして私3名で現地を確認させていただきました。場所については3ページ、圃場整備地域ではないですが、たくさん筆がありまして10筆、この譲受人さんが37歳で、どこへ住んでおられるかという、住宅地図の[ ]さんとあるところへ入居されておることを勝見委員さんが確認されております。農業機械については、譲受人のお住いの隣に譲渡人さんの倉庫があるんですが、その中にトラクターからコンバインから全部あるということで機械の心配は無いただろうと、勝見委員が話をしてくれました。現在は、作付しておられないんですが、1ha、1町を購入されて、今後、農業したいという志を持っておられるということでございます。農地の状況につきましては、たくさんあるんですが、ほぼ草刈りをして管理はされている様な状態で、全ての農地にトラクターを入れればですね、直ぐ耕作できるような状況で管理されておったようでございます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

はい、10番委員さん。

10番

はい、10番菰田です。非常に素晴らしいことで、良い事ではないかと思えます。新規就農という形になるんですかね、そこが気になるところです。あと営農計画なんかも新規就農者だと出されてますでしょうか。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、営農計画書につきましては、新規就農認定する様な複雑な書類ではございませんが、添付していただく書類として出させていただいております。それで農業経験は確かに少ない部分ではありますが、実家等で奥さんの方も含めてされたこともありますし、実際、弟さんの方が農業を主にされているということもありまして、相談しながら行っていかれたり、また農協さん等に分からない事があれば質問等されながら営農されたいとお話を聞かせていただいております。以上です。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により2件目について朗読説明。) 譲受人が耕作者になりますので  
利用権の解約はございません。

議長 はい、2件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい、報告します。推進委員行吉が2件目の件についてご報告します。1月  
15日8時30分より黒木委員・勝見委員3名で現地確認をおこないました。  
現地は [ ] から右へ1kmくらい入ったところで、何れ所も田圃と畑と  
分かれております。現在は、譲受人さんが利用権設定で耕作されて、この度、  
第3条で取得し、 [ ] さんが続けて耕作されるということで別に問題ないとい  
う3名の意見です。審議の程よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから  
の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について是竹委員さんより報告をお願いします。

是竹委員 はい、これから報告いたします。1月の21日9時から便宜上4名で現地  
確認をいたしました。場所はですね、 [ ] 線、 [ ] と [ ] の境になる  
んですが、 [ ] さんと [ ] との間を北に下がった所にあります。当該  
農地は、現在は、荒起しをされて、きれいにされております。ここの場所はで  
すね、この辺一帯、構造改善できれいに区画整備されておりますので、何ら問  
題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんから  
の報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について溝上委員さんより報告をお願いします。

溝上委員 はい、失礼します。1月20日の夕方、若山・下野両委員さんと現地確認を行いました。譲受人さんと譲渡人さんは親戚、従兄弟ぐらいになるかと思うんですが、譲渡人さんは[ ]へ出られてたぶん20年近くになるんじゃないかと思うんですが、ずっと譲受人さんが作っておられました。今回、譲渡人さんも結構な齢になったんで、一応身辺整理をしておくということで、田畑・山全てを売買なりするということでした。他にも譲渡人さんは田圃をお持ちのため、近々、申請が出て来ると思います。さっきも言いましたように、譲受人さんがずっと作っておられて、これからも作るということで、自身の田圃もきれいに管理されておりまして、水稻を作付けされてありました。以上でございます。何ら問題はございません。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 それでは、採決いたします。申請どおり許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、どうも。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第2号)

議長 それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3件4筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集28ページをご覧ください。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。

(議案第2号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
[ ] (所有権移転)	[ ]	田1筆 1,056㎡	太陽光発電設備	勝見・黒木啓・藤高	第2種農地 農用地区域外
[ ] (所有権移転)	[ ]	田2筆 2,749㎡	太陽光発電設備	藤高・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
[ ] (所有権移転)	[ ]	田1筆 1,233㎡	資材置場	茶谷・湯川・是竹	第2種農地 農用地区域外

事務局 (議案集により1件目・2件目について朗読説明。)

議長 はい、1件目・2件目について藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、それではお願いいたします。1月15日に勝見委員・黒木委員・私で現地の確認をさせていただきました。勝見さんのご都合で代わりに私の方から説

明させていただきます。現地につきましては、住宅地図を見ていただければと思うんですが、29ページをご覧になってください。[ ]がある北側の方へ位置しております。現地の状況につきましては、年に1回か2回草刈りをしてですね、農地として管理をされておる場所であります。設置される場所についてはすぐ近くを河川が付随した農地であります。被害防除計画32ページなんですが、このまま土地を造成されているものとし、盛り土切土はされないということです。土砂の流出はない場所です。周辺農地には影響ありません。用水は必要としない。雨水はすぐ水路の方へ放流されます。汚水は発生しないということです。何か必要があったら速やかに対応するという内容であります。以上です。

議長

はい、それでは2件目も併せてお願いします。

藤高委員

はい、2件目につきましても1月15日に3名の推進委員で現地の確認をしております。こちらの方も太陽光パネルであります。場所につきましては36ページの方にあります、[ ]になっているところなんですけども、[ ]川と[ ]川の合流地点でありまして、こちらの方は[ ]川であります。それで北の方に行けば[ ]とか[ ]から分水嶺によって水の流れてくる[ ]川のちょうど横の管理道を隔てた農地です。被害防除計画につきましては、現状のまま利用されるということです。土砂の流出・崩壊はない場所です。周辺農地の影響はありません。用水も必要とされない。排水、雨水につきましては先ほど言いました、[ ]川の方へ直ぐ流れるような水路の方へ放流ということです。被害は発生することはないと思うんですが、そういった場合は、速やかに対応されるという内容のものであります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長

次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により3件目について朗読説明。)

議長

はい、3件目について茶谷委員さんより報告をお願いします。

茶谷委員

はい、失礼します。1月21日朝、9時半から湯川委員さん、是竹委員さんと3人で現地を確認に行きました。この場所は、[ ]から[ ]にぬける[ ]の近くの道沿いの土地でございます。位置的には非常に道からの高低差が少ないので、ここの表土を取って真砂土を入れて資材置き場にするということです。書類で確認しましても、ブロック、瓦、U字工といった格好でそんなに高さがあって、他に日光を妨げるとかというふうな問題は見受けられませんでした。雨水もそのちょうどそばの水路に水が流れますので、まあ問題ないだろうというふうに3人で判断いたしました。ご審議よろしくお願いい

たします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第3号)

議長 続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」説明させていただきます。2ページをお開きください。農用地利用集積計画の集計について、説明させていただきます。農用地利用集積計画の集計について読み上げさせていただきます。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区	36筆	49,869㎡	世羅地区	17筆	30,998㎡
世羅西地区	63筆	120,384㎡	合計	116筆	201,251㎡

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、どうも、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしく願いいたします。

(議長交代・2番 作田 博)

(議長交代 14時21分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集55ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の

3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
■■■■	■■■■ ■■■■	田 8 筆 6,617 m <sup>2</sup>	R4 年 10 月 19 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	畑 2 筆 161 m <sup>2</sup>	R4 年 11 月 8 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 1 筆 畑 2 筆 5,781 m <sup>2</sup>	H23 年 11 月 25 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 1 筆 畑 1 筆 1,795 m <sup>2</sup>	R4 年 3 月 29 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 3 筆 2,285 m <sup>2</sup>	R4 年 6 月 10 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 10 筆 畑 1 筆 15,647 m <sup>2</sup>	R3 年 11 月 24 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 9 筆 畑 1 筆 9,428 m <sup>2</sup>	H29 年 11 月 27 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 5 筆 畑 2 筆 5,950 m <sup>2</sup>	R4 年 8 月 10 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 9 筆 畑 2 筆 9,159 m <sup>2</sup>	R4 年 9 月 17 日	■■■■より相続
■■■■	■■■■ ■■■■	田 10 筆 11,245 m <sup>2</sup>	R4 年 2 月 21 日	■■■■より相続 ■■■■持分 1/2

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 はい、それでは報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 59 ページをご覧ください。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(3)「非農地証明申請について(2件2筆)」の内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■ ■■■■	畑 1 筆 265 m <sup>2</sup> (現況宅地) (始末書提出)	S58 年頃	地目変更 (現地確認)1 月 15 日 10:00 から 3 名の委員 で実施され、問題ないというご意見をいただい ております。	黒木啓・勝見・藤高



		田 1 筆	H10 年頃	地目変更	行吉・勝見・黒木啓
		293 ㎡ (現況雑種地) (始末書提出)	(現地確認) 1 月 15 日 8:30 から 3 名の委員で 実施され、問題ないというご意見をいただいで おります。		

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「非農地通知について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 66 ページから 77 ページをご覧ください。こちらにつきましては、農地パトロールにより、令和 4 年 12 月 27 日付で非農地通知ということ判断させていただきまして、所有者等の方へ非農地通知と今後の地目変更登記の依頼とを合わせて文書を送らせていただいております。件数につきましては、地目別で申しますと、田圃が 257 筆 199,146.69 ㎡、畑が 279 筆 120,842.60 ㎡、原野が 3 筆 1,687.00 ㎡、合計 539 筆 321,676.29 ㎡となっております。こちらにつきましては、地目上が原野になっているものにつきましては、農地台帳上で農地になっていたもので、登記が原野になっていたものです。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(5)「農地の売買実例価格について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 78 ページをご覧ください。報告事項(5)「農地の売買実例価格について」です。地目が田につきましては、平均売買価格(有償のみ) 10 a あたり 114,515 円です。続いて無償を含む場合であると 73,226 円の有償の割合が 64%、無償の割合が 36%です。件数につきましては 25 件、昨年 1 月 1 日から 12 月 31 日まででございました。続いて地目が畑ですが、平均売買価格の有償のみの 10 a あたりが、131,367 円、平均売買価格の無償を含んだ 10 a あたりが 35,827 円、有償の割合が 27.3%、無償の割合が 72.7%、件数は 11 件ほどございました。調査対象につきましては、各年とも 1 月 1 日から 12 月 31 日の間において、農地の第 3 条申請の規定により許可した案件で計上させていただいております。ただし、空き家バンクでの購入等や山林や宅地を含んだ全体の金額が記載されたものは除いております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(6)「農地法第 5 条の規定による意見聴取について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 79 ページをご覧ください。報告事項(6)「農地法第 5 条の規定による意見聴取について(回答)」でございます。こちらにつきましては第 11 回農業委員会総会、令和 4 年 11 月 25 日に開催した、議案第 57 号にて、許可相当と取り扱いをしていただきましたので、それを持ちまして一般社団法人広島県農業会議の方へ意見聴取をさせていただきました。こちらにつき

まして、許可されることに異議はないということで回答していただいております。いただきましたので、回答の方に該当する2件目の[ ]の農地改良の一時転用と3件目の[ ]の資材置場等につきましては、許可証を送付させていただいております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 報告事項(7)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集80ページをご覧ください。報告事項(7)「農業相談について」の関係です。相談日は令和5年1月11日(水)伊尾自治センターの方で、吉儀委員さん、夏見委員さんに行っていただきましたが、こちらに付きましては相談者の方はいませんでした。以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集81ページをご覧ください。連絡事項(1)「今後の日程」でございます。

(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
2月1日	農業相談	東自治センター	桜井委員 得納委員	9:30~ 11:45
2月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
2月27日	第2回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

農業相談については、新型コロナウイルス感染症の状況により中止とさせていただきます。その際には出席委員さんの方へご連絡させていただきます。以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 はい、今回、「農業委員の公募について」と「農地利用最適化推進委員の公募について」本日、配布させていただいております。まず、「農業委員の公募について」からご説明させていただきます。これは今後予定の農業委員の公募についてということで、令和5年7月19日で世羅町農業委員会委員の任期が満了することに伴い、次期農業委員14名を次のとおり公募する予定です。今後の予定でございますが、4月2日(日)から4月27日(木)に、無線放送・ケーブルテレビ・ホームページ等で募集をさせていただきます。募集期間につきましては24日以上取る必要がございますので、こういったスケジュールにさせていただきとります。それを持ちまして4月28日(金)に書類審査・選考をさせていただいて、6月上旬から中旬に開催されます、令和5年第2回定例会において、「世羅町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに

ついて」任命同意の提案を議会へ行い、議会の同意が得られた場合、7月20日（木）に任命式、世羅町長からの任命ということで行わせていただいて、その後、臨時総会ということで、会長及び会長職務代理者の互選・議席の決定・世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱等を決定していただきたいというふうに思っております。予定任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日の3年間となっております。参考で上げさせていただいておりますが、世羅町農業委員会の委員選任に関する規程の推薦及び募集の項目の第2条の中に、世羅町農業委員会の委員は、農業委員会等に関する法律第9条に基づいて選任するという事で、町内の地区・全域からの推薦か、団体等からの推薦か、一般募集ということになっております。この別紙資料の裏側をご覧ください。農業委員会の募集要項として挙げさせてもらっております。応募資格につきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行う事が出来る方、但し、法令により次のいずれかに該当する方は、農業委員になることは出来ないということで、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方。禁錮以上の刑に処せられている方でございます。募集人員につきましては先程もお話したとおり14人、任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日の3年間、報酬は（月額）：24,800円（年額）実績給：予算の範囲内で実績に応じて支給させていただきたいと思っております。業務内容ですが、①毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、農地転用の許可等の審議・決定、ならびに関連する現地調査②農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進及び関連する現地調査、指導、監視業務等③地域計画の作成等に関する協議への出席及び情報提供等の協力④地域計画における目標地図の素案作成に関する農地の出し手・受け手の意向調査、ということでこれは前回募集させていただいた要綱にはございませんでしたが、昨年度、農地法等の改正がございまして、今年の4月1日から地域計画等、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、そういった業務が出て来るとということでこちらの業務内容の方へ追加させていただいております。続いて⑤農業者からの相談対応及び農業者への助言・指導⑥農地利用最適化推進委員と連携した活動⑦違反転用等の是正・指導⑧その他農業に関する調査及び情報提供等の実施、農業者年金加入推進活動並びに各研修会等への参加となっております。推薦及び公募につきましては、自薦、又は他薦ということで、農業者が組織する団体又は個人による推薦（3人以上）によって行っていただきます。規定の様式につきましては町のホームページ又は農業委員会事務局に準備の方、させていただきますので、記入の上、持参又は郵送により事務局の方へ提出してください。応募受付期間ですが、先程説明させていただいたとおり4月2日（日）から27日（木）、持参の場合は4月27日（木）午後5時までに提出してください。郵送の場合は4月27日（木）の消印まで有効とさせていただきます、受付は土・日・祝日は除くということでございます。選任の方法ですが、農業委員候補者を世羅町農業委員候

補者評価委員会により選考して世羅町議会の同意を得て町長が任命いたします。ただし、法令により選考にあたっては次の条件に配慮をさせていただくようになります。認定農業者が委員の過半数(8人以上)を占めるようにします。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が必ず1人、俗にいう中立の委員さんを1名含まれるようにします。委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮の方はさせていただきたいというふうには考えております。問い合わせは世羅町農業委員会事務局となります。続いて「農地利用最適化推進委員の公募について」でございます。こちらにつきましても、令和5年7月19日で農地利用最適化推進委員の任期が満了することに伴い、次期農地利用最適化推進委員(31名)を次のとおり公募する予定です。今後の予定ですが、4月2日(日)から4月27日(木)に無線放送・ケーブルテレビ・ホームページ等で募集を行います。4月28日(月)に書類審査・選考を行いまして、7月20日(木)開催予定の農業委員会臨時総会において世羅町農地利用最適化推進委員の委嘱について議案を提出させていただきまして、承認をいただければ8月1日(火)に農地利用最適化推進委員の委嘱式で、農業委員長から農地利用最適化推進委員へ委嘱状の方、交付を行う予定です。予定任期につきましては、令和5年8月1日から令和8年7月19日です。こちらも参考といたしまして、世羅町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の中の担当区域及び募集人数の第2条推進委員が担当する区域及び各区域における推薦及び募集人数は別表1です。定数を13地区に分けてあります。甲山地区1、中央1、伊尾1、東3、宇津戸1、大田4、大見3、津久志2、西大田7、山福田1、小国2、黒川2、津名3ということで13地区31名を定数とさせていただいております。続いて、先ほどの農業委員と同じようになりますが、農地利用最適化推進委員の募集要項でございます。農業委員と違うところのみ説明させていただきたいと思っております。応募資格につきましては農地等の利用の最適化の推進で、担当する地区における現場活動が出来る方ということで応募資格となっております。なれない方につきましては農業委員さんと同様でございます。募集人員は31人で、地区ごとに募集して、地区と定数につきましては別表1のとおりでございます。報酬につきましては(月額)15,500円(年額)実績給：予算の範囲内において支出させていただくようになります。業務内容ですがほとんど農業委員さんと同じ部分がございますが、こちらにつきましては、最適化の推進委員さんは担当地区に限るところで、担当地区の審議、担当地区における農地利用の最適化、担当地区における地域計画の作成というふうなところで、担当地区の部分にかかわっていただく事になります。推薦及び公募方法につきましては同様です。また、応募受付期間につきましても同様です。選考の方法ですが、農業委員が選考して農業委員会が委嘱する様になります。問い合わせにつきましては農業委員と同様でございます。以上です。

議長  
議長

はい、委員さんの方から連絡する事がありますか。

はい、どうぞ10番委員さん。

- 10番 はい、10番荻田です。連絡ではなく質問ですが、非農地通知のお知らせについてお尋ねしたいんですけど、通知が届くのはいつですか。
- 事務局 はい、昨年12月末に送付をさせていただいておりますので、ほとんどの方には届いていると思います。中には宛て所不明といったところで帰ってきているものも何件かございますが、基本的にはもう届いているというふうに思います。
- 10番 はい。この中には、亡くなられた方もいらっしゃいますよね。相談があったらいけんで教えてください。先々代の名義で、今のいらっしゃる方での非農地の手続き等は、法律に則って手続きするようになってくるんですかね。
- 事務局 はい、登記名義人が亡くなられた方につきましては、代表相続人さんに対しまして誰々様分ということで、文書は送らせていただいております。その中に相続登記が終わっていないようであれば、手続きをして下さいという様な旨も書かせていただいております。基本的には登記名義人さんが、お亡くなりになられている場合につきましては、地目変更登記等は出来ませんので、一旦は相続登記をしていただいて、今、現存されている方へ相続人を決めていただいて登記をしていただき、その後に地目変更登記をしていただくというのが手続きの流れになります。
- 10番 だから、先々代、先代とかの登記が残る兄弟がいらっしゃると、それ全部印鑑がいてあなたが代表ですよ、いう形でしないとイケないだろうということよね。
- 事務局 そうですね。基本的に登記名義人の変更も法務局へ提出していただくような書類になりますので、何代前であったとしても、現存される相続人さんを決めていただいて、手続きをしていただくということになると思います。それから、今後は相続登記自体も法制化されて、必ずしなければならないように変わって参りますので、そういった所も含めて手続きはしていただきたいということでお問い合わせ等ございましたら、させていただいている状態でございます。
- 議長 はい、4番委員どうぞ。
- 4番 4番上野です。農業委員会募集の質問でもよろしいですが、この中で農業委員候補者評価委員会というのがあるんですけど、この構成と何人でされるかなど教えていただきたい。
- 議長 はい、事務局から。
- 事務局 はい、農業委員会候補者設置要綱ですね、基本的に評価委員ですが、委員6名以内で組織して行うようになっております。基本、副町長、総務課長、産業振興課長、世羅町職員、農業委員、その他町長が認める者ということで組織の要綱は定めさせていただいております。想定されているのは、この募集より人数が上回った場合には、基本要綱に基づいて評価委員会を設置するという形になってくるんじゃないかというふうに思います。
- 4番 定員より人数が増えた時にですね。
- 前回みたいに否決されるような不細工なことにならないように審査はされないんですね、募集の定員を超えなかったら。

- 1番  
事務局 この書き方だと全部を評価するみたいな感じになっていますよね。  
実際、要綱上では審査をするようになっておりますが、運用上、はしていないということです。
- 4番  
事務局 でも、これは最近のことなんでしょう。  
次で3回目になります。
- 4番  
事務局 だから、1回目の時は否決が無かったということですね。  
そうですね。
- 4番  
事務局 2回目の時にあったんですよね。  
そこは議会の方は、その組織には入っていないので、そことは別と思って考えていただけたらと思うんです。組織の中に議事を町長が認める者として含めれば別ですが。
- 4番  
事務局 議会で否決されるわけですね。  
はい、議会の同意になりますので。
- 4番  
事務局 この認定農業者8人以上は14名の中には含まれているんですね。  
4番 参考の中で町内の地区・全域からの推薦とありますが、立候補とか推薦でうまく地区の振り分けができるものなんですか。  
事務局 農業委員につきましては、地域を定めません。ですが、慣例としてですね、各地区、旧町単位で一つの均衡というかバランスが取れるような整理をさせていただいてたんじゃないかというふうに思います。
- 4番  
事務局 わかりました。それと推進委員の地区割人数は決定事項何ですか。  
地区割については決定事項です。
- 4番  
事務局 私は大田なんですが、ぱっと見て人数の配分に不公平感があるように思うんですがどんなものでしょうか、これを変更することが出来るんですか。  
事務局 変更は可能だと思います。基本的にこれを作らせてもらった時には、その地域の農地の割合大体100haに応じて人数を決めていますのでこの割り振りになっています。
- 4番  
議長 はい、わかりました。  
議長 その他何かありますか。  
議長 はい、8番委員どうぞ。
- 8番  
事務局 8番宮丸です。さきほど、10番委員さんが質問された関係ですが、相続登記の申請の義務化というのは、もうすでに発生していますよね。  
事務局 国会では通っております、実際施行される日がもう少し先になっています。  
1番 施行日はもう決まっています、猶予期間が、1年か2年あったと思います。  
8番 それで、相続登記の申請が義務になるということになれば、それを広く町民に対して周知せんといけんと思うんですけど、そういった周知の仕方はあるんですか。私が相談を受けた時に、「もう、いないんです」というようなことがあったんです。  
事務局 はい。周知の方法については、町の広報にございました。農地以外の物も含みますので、農業委員会ということではないんですが、総務課が町広報へ少しずつ記事を出していたんじゃないかというふうに記憶しております。周知は、

町広報もしくは無線放送、ケーブルテレビになってくるんじゃないかと思いません。

8番 議長 はい。わかりました。ありがとうございました。

議長 その他、何かありますか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第1回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは8番委員さんから14番委員さんをお願いしますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

(閉会)

(閉会 15時00分)